



制作：2022年6月

建設リサイクル法の解説

生産技術委員会 建設副産物ワーキンググループ

講師 子安 伸幸 (株式会社ユニバース)

■ 建設リサイクル法とは

正式名称	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
公 布	平成12年5月31日
目 的	特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与する。
主な内容	<ul style="list-style-type: none">• 建築物等に使用されている建設資材に係る分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の義務付け• 発注者又は自主施工者による工事の事前届出、元請業者からの発注者への書面による報告の義務付け• 解体工事業者の登録制度や技術管理者による解体工事の監督

建設リサイクル推進施策 関係法令

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/index_0303law.htm

建設リサイクル法 質疑応答集（案）

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d11pdf/recyclehou/qanda/qanda2022.pdf>

■ 対象建設工事

特定建設資材が 使用された、または使用する

- ・ コンクリート
- ・ アスファルト・コンクリート
- ・ 木材

※少量でも！

一定規模以上の建設工事

工事の種類	規模の基準	
建築物の解体	延べ床面積	80m ² 以上
建築物の新築・増築	延べ床面積	500m ² 以上
建築物の修繕・模様替等（リフォーム）	請負金額（税込み）	1億円以上
その他の ^① 工作物に関する工事（土木工事等）	請負金額（税込み）	500万円以上

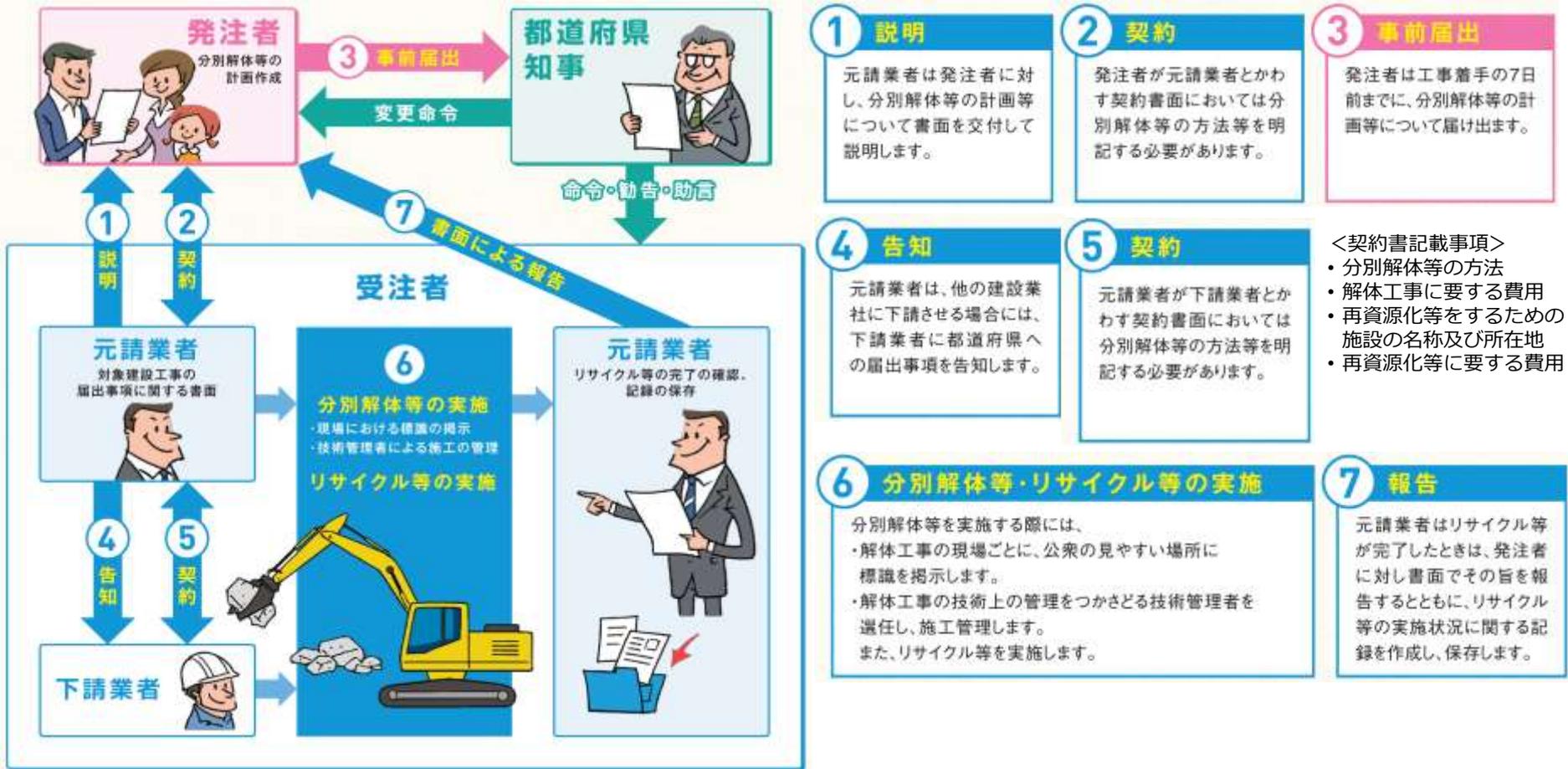
建リ法対象物件

- ・ 届出
- ・ 分別
- ・ 再資源化

などの義務



■建設リサイクル法の対応フロー



環境省 建設リサイクル法リーフレット
<https://www.env.go.jp/recycle/build/build-leaflet-update.pdf>



・お施主様に届出の義務がある

③事前届出

いつ?

対象建設工事の契約後、実際に現場で工事を始める日の7日前まで

誰が?

対象建設工事の発注者(受注者は、業として行わないのであれば、代理、代行できる)

どこに?

都道府県知事宛てに都道府県等の窓口へ提出

何を?

対象建設工事用の届出書(様式第一号)と分別解体等の計画等(別表)を提出

環境省 建設リサイクル法リーフレット <https://www.env.go.jp/recycle/build/build-leaflet-update.pdf>

! 対象建設工事の届出又は変更届出をせず、又は虚偽の届出をした者：**20万円以下の罰金**

建設リサイクル法 届出様式集

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0303/page_030305format.htm

様式第1号 届出書

分別解体等の計画等

別表1 建築物に係る解体工事

別表2 建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

様式第2号 変更届出書

分別解体等の計画等 別表1～別表3

- ▶ 都道府県によっては様式に記載事項を追加している場合があります。
届出先の指導に従ってください。



一般社団法人

日本木造住宅産業協会

⑥分別解体等・リサイクル等の実施

- **分別解体等実施義務** 対象建設工事受注者（下請含む）に義務付け

分別解体等とは

建築物等の解体工事：

建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ解体工事を計画的に施工する行為

建築物等の**新築工事等**（新築その他解体工事以外の建設工事等）：

工事に伴い副次的に生ずる**建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ工事を施工する行為**

！ 分別解体等の適正な実施に必要な行為をしない場合の措置命令違反：**50万円以下の罰金**

- **リサイクル等実施義務** 対象建設工事受注者（下請含む）に義務付け

- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化
- ・ 建設発生木材については、一定距離（50km）内に再資源化施設がないなど、困難な場合は縮減（適正な施設での焼却等）で可

！ 特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施に必要な行為をしない場合の措置命令違反：**50万円以下の罰金**

分別解体等の施工方法

1. 対象建設工事に係る建築物等に関する事前調査の実施
建築物等、周辺状況、作業場所、搬出経路、残存物品、付着物等
2. 1の調査に基づく分別解体等の計画の作成
3. 2の計画に従い、工事着手前における作業場所の確保・搬出経路の確保、残存物品の搬出、付着物の除去等の事前措置の実施
4. 2の計画に従い、工事の施工

<分別解体等の手順>

- 建築物
 1. 建築設備、内装材等の取り外し
 2. 屋根ふき材の取り外し
 3. 外装材及び構造耐力上主要な部分の取り壊し
 4. 基礎及び基礎ぐいの取り壊し
- 工作物（建築物以外のもの）
 1. さく、照明設備、標識等の附属物の取り外し
 2. 工作物のうち基盤以外の部分の取り壊し
 3. 基礎及び基礎ぐいの取り壊し

<分別解体等の方法>

- 手作業又は手作業及び機械による作業
- 建築設備、内装材、屋根ふき材等の取り外しは、原則、手作業による。
 - ▶ 技術上、安全管理上、原則によりがたい場合はこの限りでない

⑦報告

⑦ 元請業者は、**特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了**したとき、以下の事項を記載した**書面で発注者に報告**。

- 再資源化等が完了した年月日
- 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- 再資源化等に要した費用

また、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、これを保存。

- ! 再資源化等の実施状況に関する記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかった者：**10万円以下の過料**

■ 解体工事業登録

- ① 500万円未満の解体工事のみを請負う場合
 - ➡解体工事業登録が必要（工事区域を管轄する都道府県知事への登録）
- ② 500万円以上の解体工事を請負う場合
 - ➡解体工事業の建設業許可が必要

！ 登録を受けないで解体工事業を営んだ者：1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

➤ 解体工事業者登録業者も、技術管理者の選任、標識の掲示（営業所・現場）の義務

別記様式第7号（第8条関係）

40センチメートル以上

解体工事業者登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	年 月 日
技術管理者の氏名	

30センチメートル以上

備考 技術管理者の氏名は、解体工事の現場に掲げる場合にあつては、当該現場に置かれる技術管理者の氏名とする。

参考：対象建設工事 判断の注意点

1. 基本的に請負契約ごとに判断

ただし、追加の契約があった場合、工事の規模全体で判断することになり、追加により基準以上となった場合、判明した段階で届出すると考えます。

2. 1つの請負契約に4つの工事種類の要素が入っている場合、それぞれに判断 **特に、新築工事契約に含まれる工作物の工事部分に注意**

工事の種類	規模の基準	
その他の 工作物 に関する工事（土木工事等）	請負金額（税込み）	500万円以上

**新築・解体の要素を含まない工作物のみの工事契約だけではなく、
新築工事契約に含まれる工作物の工事部分の金額が500万円以上**
（建築物に付属する門・塀や建築設備と言える部分は新築と一体と考える）
の場合も「**工作物の建り法対象建設工事**」に該当します。
（擁壁工事・土地造成工事・造園工事 などの部分）

※ **個別の判断は、自治体ごとに異なる場合があります。**
曖昧な場合は、自治体の建り法の届出窓口にご相談して下さい。

参考：対象建設工事 判断のための定義



特定建設資材廃棄物の発生量に係わらない。



建築物の解体工事とは

建築物のうち、**構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す工事。**

構造耐力上主要な部分とは基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）、で、建築物の自重若しくは積載荷重、積雪、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものをいう。



建築物とは

土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに**附属する門若しくは扉**、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）

をいい、**建築設備を含むものとする。**



工作物とは

- ・ 土木工作物
- ・ 木材の加工又は取り付けによる工作物
- ・ コンクリートによる工作物
- ・ 石材の加工又は積方による工作物
- ・ れんが・コンクリートブロック等による工作物
- ・ 形鋼・鋼板等の加工又は組み立てによる工作物
- ・ 機械器具の組み立て等による工作物及びこれらに準ずるもの などが該当



制作：2022年6月

建設リサイクル法の解説

生産技術委員会 建設副産物ワーキンググループ

講師 子安 伸幸 (株式会社ユニバース)